

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

(介護予防)通所リハビリテーションの提供開始にあたり、松山市条例に基づいて、当事業所が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	医療法人 たいさんじ整形外科
主たる事務所の所在地	愛媛県松山市太山寺町912番地21
代表者名	理事長 山内 隆
電話番号	089-978-5515
FAX番号	089-978-5516
介護事業所 (予防含む)	通所リハビリテーション 1カ所 居宅療養管理指導 1カ所 認知症対応型共同生活介護 1カ所(2ユニット)

2 事業所の概要

事業所の名称	たいさんじ整形外科 通所リハビリテーション
介護保険事業所番号	3810110993
所在地	愛媛県松山市太山寺町912番地21
連絡先	089-978-5515 (8:30 ~ 17:30)
管理者	山内 隆
利用定員	午前の部 1日10名以下 午後の部 1日10名以下
送迎を実施する地域	松山市の島しょ部を除く区域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士(作業療法士)または介護職員が要介護または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者的心身の機能の維持回復を図るものである。

4 職員体制及び執務内容

従業員の職種	人員数	執務内容
管 理 者 (医 師)	1名 (兼務)	(介護予防)通所リハビリテーション事業の管理業務を行う。
医 師	1名 (兼務)	従業者と共同し(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者の健康状態等を把握する。
理学療法士 作業療法士	2名以上	医師の指示のもと、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法などの必要なリハビリテーションを行う。
看 護 師	2名以上	(介護予防)通所リハビリテーションを安全に提供できるように、利用者の体調管理などの看護業務にあたる。
介 護 職 員	2名以上	介護業務にあたる。
運 転 手	1名以上	利用者の送迎、車両管理を行う。

6 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 ※ 但し、祝日及び12/30～1/3 を除く。
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	午前の部 9：00～12：00 午後の部 14：00～17：00 ※ 木曜日は、午前の部のみ

7 サービス内容

個別リハビリテーション	理学療法士及び作業療法士による利用者の状況に適したリハビリテーションを行い、身体機能・動作能力の維持回復及び生活の質の向上に努めます。
健 康 管 理	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供します。
生活支援・相談援助	利用者とその家族への生活支援や相談援助を行います。
送 迎	自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

8 利用料

- * 利用料金は要介護度により異なり、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた一部負担金をお支払いいただきます。(法定代理受領サービス)
- * 原則、月初めに前月分の請求書を発行いたします。受付窓口へ月末までにお支払い下さい。また、口座振替の要望があれば、指定口座より振替することも可能です。(振替手数料は、利用者様負担となります。)

○介護予防通所リハビリテーション(要支援)		(円)	1割負担	2割負担	3割負担	
基本	予防通所リハビリテーション費 (1月)	要支援 1	2,268	4,536	6,804	
		要支援 2	4,228	7,456	12,684	
加算	予防通所リハ 12月超減算 (1月)	要支援 1	-120	-240	-360	
		要支援 2	-240	-480	-720	
予防通所リハ若年性認知症利用受入加算 (1月)			240	480	720	
予防通所リハ科学的介護推進体制加算 (1月)			40	80	120	

○通所リハビリテーション(要介護)		(円)	1割負担	2割負担	3割負担
基本	通所リハビリテーション費 1時間以上2時間未満 (1回)	要介護 1	369	738	1,107
		要介護 2	398	796	1,194
		要介護 3	429	858	1,287
		要介護 4	458	916	1,374
		要介護 5	491	982	1,473
加算	通所リハマネジメント加算口 6ヶ月以内 (1月)	593	1,186	1,779	
	通所リハマネジメント加算口 6ヶ月超 (1月)	273	546	819	
	通所リハマネジメント 医師より説明し利用者の同意を得た場合 (1月)	270	540	810	
	通所リハ短期集中個別リハ実施加算 (1日)	110	220	330	
	通所リハ若年性認知症利用受入加算 (1日)	60	120	180	
	通所リハ科学的介護推進体制加算 (1月)	40	80	120	
	通所リハ送迎減算 事業所が送迎を行わない場合 (片道)	- 47	-94	-141	

○処遇改善(要支援・要介護)		(円)	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員等処遇改善加算 II			一月に算定した金額の合計に対して 8.3%		

9 苦情申し立て窓口

利用相談窓口	利用場所 たいさんじ整形外科 相談室(3階) 利用時間 午前9時～午後5時 電話番号 089-978-5515 相談受付人 管理者 山内 隆
相談解決の手順	管理者で解決できない場合は、以下の手順にて結果を報告します。 管理者 ⇒ 各相談機関 ⇒ 相談者へ報告
他利用相談窓口	利用場所 松山市役所 指導監査課 利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 089-948-6968 利用場所 愛媛国民健康保険団体連合会 利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 089-968-8700 利用場所 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会) 利用時間 平日 午前9時～12時 午後1時～4時30分 電話番号 089-998-3477

10 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供により、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.1 虐待防止について

虐待の発生 及び 再発の防止	事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。 ② 虐待の防止のための指針を整備します。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。 ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
発見した場合	事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1.2 非常災害時の対策

非常災害に備え、防災責任者をおくとともに訓練を行います。また、設備などの点検を定期的にお行います。所轄消防署等との連絡を密にし、災害時の避難方法・場所を周知しておきます。

1.3 秘密の保持および個人情報保護について

（介護予防）通所リハビリテーションサービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する事項を第三者に漏洩はいたしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。サービス担当者会議等において利用者の個人情報また家族の情報を提供する場合には、利用者と家族の同意を文書で得ます。